

市内福祉施設 代表者各位

横浜市健康福祉局
健康安全課ワクチン接種調整等担当課長

福祉施設等（高齢者施設及び障害者施設を除く）における 新型コロナウイルスワクチン施設接種にかかる手続き等について（令和 3 年 7 月以降）

1 趣旨

新型コロナウイルスワクチンの施設接種については、令和 3 年 5 月 10 日健健安第 610 号でお知らせしておりますが、7 月以降の施設接種の手続き等について改めてご案内します。

2 対象施設 ※前回通知と変更なし

65 歳以上が入所する福祉施設等

- ①生活保護法による保護施設
救護施設、更生施設
- ②その他社会福祉法等による施設
社会福祉住居施設(日常生活支援居住施設、無料低額宿泊所を含む)、
生活困窮者・ホームレス自立センター、生活困窮者一時宿泊施設、婦人保護施設、矯正施設

3 施設接種の対象者（※二重下線部＝今回の通知により新たに施設接種の対象となる方）

- (1) 令和 3 年度中に 65 歳以上である入所者
- (2) **従事者**
対象施設内において、入所者に直接接する従事者
- (3) **(1) 以外の入所者**
ワクチン接種を効果的・効率的に推進するため、**施設内での接種に限り、64 歳以下の入所者**も接種対象に加えます。

4 接種券の送付時期（横浜市）

64 歳以下の、横浜市内に住民票のある接種対象年齢の全ての市民に、次のとおり接種券を送付します。年齢層別の発送となるため、対象者全員の接種券が届くまで時間がかかる場合もありますが、**接種券が届いてからの接種を原則**としてください。接種計画の都合等により、**やむを得ず接種券の到着前に接種を実施する場合は、接種対象者の接種情報を施設の責任において管理**し、実施いただくようお願いします。

なお、**横浜市外に住民票のある方も施設での接種は可能**ですが、接種券の発行時期についてはそれぞれの自治体に確認をお願いします。

【接種券の送付について】

- ①発送時期：6 月下旬から 7 月中
- ②発送方式：年齢層別に 5～6 段階（各年齢層の発送間隔は 1 週間程度）
- ③対象年齢：64 歳から 12 歳まで
- ④発送数：約 245 万

5 施設接種の流れ

- (1) 接種を実施する医療機関
平時の定期接種の接種形態（協力医療機関や嘱託医の勤務医療機関等による接種）を基本とし、接種について医療機関と御相談ください。

○医療機関が、本市接種実施医療機関（サテライト型接種施設）の申請を行っていない場合は、先に申請手続きが必要です。以下をご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryoyobosesshu/vaccine/20210421.html>

○嘱託医等による接種が困難な場合は、「施設接種協力医療機関リスト（添付資料1）」を参考にして調整を行ってください。

(2) 接種の流れ

「新型コロナウイルスワクチン施設接種の手引き（添付資料2）」を御確認ください。

6 施設接種の実施が難しい場合の接種方法等（横浜市に住民票のある施設従事者のみ）

ワクチン接種を希望する65歳以上の高齢者について、7月末の完了に向けて接種が進むと見込まれることから、今後、本通知文の対象施設における従事者（市内に住民票がある方）については優先接種の対象とし、施設における入所者との同時接種以外に、①市が設置する集団接種会場、または②ワクチン接種を実施している医療機関においても接種を行うことが可能となります。

予約方法等の詳細については、6月下旬以降に住民票住所に個別通知（接種券）が送付されますので、その中でご案内します。

なお、上記①または②で接種する場合は、接種順位が優先であることを証明するため、施設等の管理者から従事者へ「施設等の従事者に係る証明書」を発行する必要があります。従事者は証明書を接種会場に持参し受付で提示してください（添付資料3）。

※ 横浜市外に住民票のある従事者については、住民票所在地での接種となりますので、お住いの自治体へお問い合わせください。

7 医療機関等で余剰ワクチンが生じた場合の対応について

(1) 趣旨

地域の医療機関や集団接種会場で、キャンセル等により余剰ワクチン（1～5人分）が出たときに、廃棄を避けるため代わりに接種できる人を確保する必要があります。

そこで、キャンセルが発生した際に、ご協力いただける高齢者施設等の従事者が所属する事業所をあらかじめリスト化しておき、余剰ワクチンの有効活用を図りたいと考えています。

つきましては、「横浜市電子申請・届出サービス」により、事業所ごとの意向について確認させていただきますので、余剰ワクチンの接種希望の有無をご回答ください。

余剰ワクチンの接種希望について「希望する」を選択していただくと、6月下旬から医療機関等でキャンセルが発生した際に、接種希望を確認するため、事業所に連絡する場合があります。

なお、希釈後のワクチンは限られた時間内に使い切る必要があり、急な対応を求められることが想定されますので予めご承知おきください。

余剰ワクチンの対応時期については、別途ご案内します。

(2) 回答期限

令和3年6月17日（木）

<横浜市電子申請・届出サービス>

<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?acs=jujisha>



8 添付資料

- (1) 施設接種協力医療機関リスト
- (2) 新型コロナウイルスワクチン施設接種の手引き
- (3) 施設接種に関するQ&A
- (4) 従事者証明書（書式）

【担当】健康安全課ワクチン接種調整等担当

TEL：671-4036

E-mail：kf-ssv@city.yokoham